

## A10 ネットワークス ソフトウェア及び／又はクラウドサービス利用規約

クラウドサービスの利用又は A10 ネットワークスのソフトウェア若しくはドキュメントのインストール若しくは利用前に、以下の利用規約をよくお読みください。定義された用語はすべて、以下に定める意味を有します。

本規約は、A10 ネットワークスのクラウドサービス、ソフトウェア、ドキュメント及びその他の製品の利用について規定するものであり、顧客及び A10 Networks, Inc.又はその関連会社（以下、「A10」又は「A10 ネットワークス」といいます。）との間で、製品の利用に関する別途の契約が締結されていない限り適用されます。A10 は、顧客が本規約のすべての条項に同意した場合に限り、顧客に対し、ソフトウェア及びドキュメントのライセンスを付与し、クラウドサービスの限定的な利用権を付与します。以下に定めるとおりにのみ製品を使用することができます。製品をインストール若しくは利用すること、及び／又はサポートを受けることは、契約者が、自己及び契約者が雇用されている又は製品を利用している法人（以下、「顧客」又は「加入者」といいます。）を代表して、本規約の条項に同意し、顧客及び加入者が拘束されることを意味します。契約者は、当該法人を本規約に拘束する権限を有することを表明し、本規約中の「契約者」は、契約者及び当該法人又は組織を指すものとします。本規約の条項に同意しない場合又は上記の権限を有しない場合は、製品の使用、インストール又はダウンロードをしないでください。

「本規約」とは、利用規約、付属書、追加条項、別紙その他の添付書類、すべての注文書、及び本規約で言及されるその他の文書を意味します。

「アプライアンス」とは、ソフトウェアが事前にロード又はダウンロードされたハードウェアを意味します。

「クラウドサービス」又は「SaaS」とは、A10 が提供する A10 ブランドのサブスクリプション型クラウドサービスを意味し、これには A10 の Threat X 製品、Harmony Controller（SaaS 版）、Cloud Access Controller その他の A10 の製品が含まれますが、これらに限定されません。なお、本規約における SaaS の「ライセンス」への言及は、SaaS を本規約に従って利用する限定的な権利の付与を意味し、製品の所有権又は製品の複製物に対するライセンスの付与を意味するものではありません。

「機密情報」とは、情報を開示する当事者（以下、「開示当事者」といいます。）が情報を受領する当事者（以下、「受領当事者」といいます。）に対して口頭又は書面で開示する情報であって、機密として指定されるもの又は情報の性質及び開示の状況に照らして合理的に機密と理解されるべき情報を意味し、これには本規約、すべての注文書（価格を含みます。）、事業及びマーケティング計画、技術及び技術情報、製品計画及び設計並びに開示当事者によって開示される業務プロセスが含まれますが、これらに限定されません。ソフトウェア、ドキュメント、アプライアンス若しくは SaaS に組み込まれたすべての専有情報又は A10 のサービス提供に使用される情報は、表示の有無にかかわらず A10 の機密情報とします。機密情報には、(i) 開示当事者に対して負う義務に違反することなく公知となった情報、(ii) 開示当事者による開示前に受領当事者が機密保持義務を負うことなく知っていた情報、(iii) 開示当事者に対して負う義務に違反することなく、かつ第三者から機密保持義務を負うことなく受領した情報又は(iv) 開示当事者の機密情報を使用又は参照せずに受領当事者が独自に開発した情報は含まれません。

「ドキュメント」とは、随時更新される、A10 が提供するユーザーガイド、ドキュメント、製品固有のライセンス条件並びに製品及びアプライアンス（該当する場合）に関するヘルプ及びトレーニング資料を意味します。

「機器」とは、SaaS 又はソフトウェアに接続、取得、アクセス又はその他の方法で利用するために必要なすべての機器及び付随サービスを意味し、これにはコンピュータ、コンピュータのオペレーティングシステ

ム、ハイパーバイザー、オーケストレーター及びウェブブラウザが含まれますが、これらに限定されません。

「**実行する**」及び「**実行**」とは、A10が適用されるドキュメントに基づいて設計した機能を利用するためにソフトウェアをロード、インストール及び稼働させることを意味します。

「**制限**」とは、製品に関して適用される注文書に定められた数量、帯域幅、バイト数、ユーザー数、使用期間その他の利用制限を意味し、次の(a)乃至(d)が含まれますが、これらに限定されません。(a) 仮想マシン上で使用されるソフトウェアについては、単一のハイパーバイザー上の一意の識別子を有する単一インスタンスに限定されます。(b) アプライアンス上で提供又は使用されるソフトウェアについては、指定された単一のアプライアンスに限定されます。(c) ベアメタルソフトウェアについては、単一の Intel x86 ベースのサーバ又は A10 が指定するその他のベアメタルハードウェア（以下、「**許可されたベアメタルハードウェア**」といいます。）に限定されます。(d) SaaS については、容量、帯域幅その他の制限により利用が制限される場合があります。

「**メンテナンスリリース**」とは、使用期間中にサポートに関連して随時提供される製品の更新又はリリースを意味し、誤り訂正、機能強化及びユーザーインターフェース、機能、互換性、性能、処理能力、効率又は品質の変更を含む場合がありますが、新バージョンには該当しません。

「**新バージョン**」とは、A10 が随時導入し、独立したライセンス製品として一般に販売するソフトウェアの新しいバージョンを意味し、A10 が顧客に追加費用で提供する場合があります。

「**オープンソースソフトウェア**」又は「**OSS**」とは、オープンソースイニシアティブ (OSI) により承認されたライセンス又は類似のオープンソースライセンス若しくはフリーウェアライセンスの下でライセンスされるソフトウェアコンポーネントで、SaaS、ソフトウェア及び/又はアプライアンスに組み込まれ又はこれと共に提供されるものを意味します。

「**注文書**」とは、顧客がライセンス及び/又はサブスクリプションを受ける製品 (SaaS、ソフトウェア又はサポートを含みます。)、適用される制限及び支払うべき料金が記載された注文書を意味します。

「**製品**」とは、注文書に記載された A10 ブランドの SaaS、ソフトウェア (SDK ソフトウェアを含みます。)、ドキュメント、サポート (関連するメンテナンスリリースを含みます。) 及びその他 A10 が直接又は間接的に提供する付随又は関連サービスを意味します。

「**SDK ベースソフトウェア**」とは、顧客が SDK ソフトウェアを使用して作成するソフトウェアを意味します。

「**SDK ソフトウェア**」とは、顧客が適用されるソフトウェアを修正する又は製品と連携、構成、展開若しくは管理するアプリケーションを作成する目的で提供される A10 のソフトウェア開発キットを意味します。

「**サービス説明**」とは、SaaS 製品の機能、性能及び/又は運用に関する説明を意味します。

「**ソフトウェア**」とは、注文書に記載される A10 ブランドのソフトウェア製品及び顧客に提供されるメンテナンスリリースを意味します。

「**統計データ**」とは、データ分析、性能指標、トラフィック情報、効率データ、その他製品及び関連システム並びに技術の提供、利用及び性能に関する取引、統計又は性能情報 (顧客による製品の利用及び加入者データに関する情報又はこれから派生する情報が含まれますが、これらに限定されません。) を意味します。

「加入者データ」とは、顧客が製品による保存若しくは処理又はサービス提供のために、A10 又はそのサブプロセッサにアップロード、提供又は利用可能にするすべてのデータ、情報及びコンテンツを意味します。

「サポート」とは、本規約において、注文書に記載される使用期間中に提供される A10 の当時の標準的な製品サポートサービス及び／又は購入されたサポートレベルに応じて [www.a10networks.com/support](http://www.a10networks.com/support) に記載される内容を意味します。

「トライアル期間」とは、顧客が製品の試用版又は評価版を使用する権限を有する期間を意味し、当事者間で書面により別途合意された場合を除き当該期間は 90 日を超えないものとします。

「使用期間」とは、適用される注文書に記載された顧客が製品を使用する権限を有する期間を意味し、ソフトウェアについては永続的、一定期間又はトライアル期間とすることができ、製品が顧客に提供された時点又は利用可能になった時点から開始します。

「ユーザー」とは、顧客により製品の利用及び／又はアクセスを許可された顧客の従業員、代理人又は契約者を意味します。

## 1 ソフトウェアのライセンス付与及び SaaS 利用権の付与

1.1 顧客が本規約の条項に従うことを条件として、A10 ネットワークスは顧客に以下の権利を付与します。

- (a) ソフトウェアに関して、A10 が受諾した注文書に記載されたソフトウェアについて、顧客のネットワークを最適化するための内部業務目的に限り、個人的、限定的、非独占的かつ譲渡不能なライセンス（本規約に明示的に定める場合を除いてサブライセンス権を含みません。）を付与します。具体的には以下のとおりです。
    - (i) 仮想マシン上で使用するために提供されるソフトウェア（vThunder 及び aGalaxy ソフトウェアを含むがこれらに限定されない） について：指定された第三者サービスプロバイダのクラウド環境又は顧客が所有若しくは運営するサイト内において、単一のハイパーバイザー上で一意の識別子（UID）を有するソフトウェアの実行形式の単一インスタンスを実行することができ、これは関連する注文書に記載された使用期間についての制限を超えない範囲に限りします。
    - (ii) A10 のアプライアンス（Thunder、AX シリーズ及び aGalaxy アプライアンスを含む）上で提供されるソフトウェア又は関連ドキュメントに従って第三者が提供するアプライアンスにダウンロードされたソフトウェア について：A10 が提供するソフトウェアの実行形式を単一のハードウェアアプライアンス上で実行することができ、これは関連する注文書に記載された使用期間についての制限を超えない範囲に限りします。
    - (iii) ベアメタルソフトウェア について：許可されたベアメタルハードウェア上で、一意の識別子（UID）を有するソフトウェアの実行形式の単一インスタンスを実行することができ、これは関連する注文書に記載された使用期間についての制限を超えない範囲に限りします。
  - (b) SaaS に関して、A10 が適用されるドキュメントにおいて指定するクラウドサービスについて、個人的、限定的、非独占的かつ譲渡不能な利用権（本規約に明示的に定める場合を除いてサブライセンス権を含みません。）を付与します。
- 1.2 SDK ソフトウェアライセンス：顧客が本規約の条項に従うことを条件として、A10 は顧客に対し、個人的、限定的、非独占的かつ譲渡不能なライセンス（本規約に明示的に定める場合を除いてサブライセンス権を含みません。）として、バイナリ形式で提供される SDK ソフトウェアをそのまま使用及

び複製する権利並びにソースコード形式で提供される SDK ソフトウェアを使用、複製及び修正する権利を付与します。もっとも、これらは、(i) ソフトウェア及び／又はアプライアンスがクラウドサービスと連携できるようにするアプリケーションの作成目的、又は(ii) クラウドサービス、ソフトウェア及び関連アプライアンスの構成及び管理を可能にするアプリケーションの作成目的に限定し付与されます。さらに、当該 SDK ベースソフトウェアのバイナリコード版を、クラウドサービス、ソフトウェア及び関連する A10 のアプライアンスを構成及び管理する目的に限り、使用、配布及びサブライセンスすることができます。ただし、当該 SDK ベースソフトウェアを受領する各当事者は、顧客との間で、本規約で定められている条項と同等以上に制限的な条項を含む書面による契約に拘束されていなければならないものとします。

1.3 トライアルライセンス：本規約の他の条項にかかわらず、顧客が製品のトライアル版を有する場合又はその他評価若しくは概念実証（POC）のためにライセンスを受けておりかつ、適用されるライセンス料その他の料金を支払っていない場合、顧客のライセンスはトライアルライセンスに限定されます。そして、A10 は顧客に対し、顧客が本規約の条項に従うことを条件として、トライアル期間中（トライアルにおいては、使用期間を意味します。）、本規約第 1.1 条に従って、非独占的かつ譲渡不能なライセンスとして、非本番環境における内部業務目的に限り、該当する製品を使用する権利を付与します。製品には、トライアル期間終了後の使用を防止する無効化装置が含まれている場合があります。顧客は、無効化装置又は製品を改ざんしないことに同意します。顧客は、製品が使用できなくなった際に生じ得るデータ損失を回避するため、予防措置を講じるべきです。トライアルは、A10 の責任を伴うことなく、理由の如何を問わず、30 日前までの書面による通知により中止、変更又は取消される場合があります。

#### 1.4 トライアルライセンス及び本番ライセンスの双方に適用される一般ライセンス規定

1.4.1 製品へのアクセス：使用期間中、顧客は、本規約の条項に従って、製品にアクセスし、製品を使用することができます。またユーザーに製品へのアクセス及び使用を許可することができます。ユーザーは、A10 がユーザーに提供するアカウント（以下、「アカウント」といいます。）を通じてのみ、SaaS 及び仮想ソフトウェアを使用し、アクセスすることができます。加入者が複数のユーザーによる SaaS 又はその他の仮想製品へのアクセスを必要とする法人である場合、各ユーザー、すなわち各従業員又は契約者ごとに個別のアカウントが必要となります。顧客は、使用する各製品の機能に対する適切な構成を決定し、その結果としての製品の動作及び性能について単独で責任を負います。顧客は、注文書に記載された数までアカウントを作成することができます。各アカウントについて、個人が A10 の手順及び指示に従ってパスワードその他のセキュリティ管理又は認証情報を設定し維持するものとします。各ユーザーは、自身のパスワード、セキュリティ管理及び認証情報の安全性を維持し、顧客は、意図的か否かを問わず、すべてのユーザー及びすべてのアカウントによる製品へのアクセス及び実行された取引について、全面的に責任を負います。顧客は、製品の不正使用を防止し、関連ドキュメントに定められていない方法で製品又はその関連するシステム若しくはネットワークへのアクセスを試みてはなりません。ユーザーは、パスワード又はその他のセキュリティ対策に関するセキュリティ違反を含む、アカウントの侵害があった場合には、直ちに A10 に報告するものとします。

1.4.2 顧客は、A10 及びその関連会社に対し、A10 が製品及び関連サービスを提供するために必要な範囲で、関連する使用期間中、加入者データをホスト、複製及び送信するための全世界的かつ非独占的なライセンスを付与します。加入者は、製品の取得、使用又は利益を得ることを許可したユーザー、関連会社及び第三者による本規約の遵守について責任を負います。かかる者又は法人による本規約の違反は、顧客による違反とみなされ、この場合、A10 は、顧客が当該違反が是正されたことを A10 が合理的に満足する方法で示すまで、他の権利を害することなく、自身の履行を停止することができます。

- 1.4.3 顧客は、製品を利用するために必要となる適切な機器を取得し維持することについて単独で責任を負います。顧客は、機器が適用されるドキュメントに定められたすべての構成及び仕様に準拠することを保証します。顧客は、本規約に基づきライセンスされた製品の使用を可能にするためのバックアップ目的に限り、ソフトウェア及びドキュメントの複製を作成することができます。ただし、顧客は、ソフトウェア及び／又はドキュメントの原本にあるすべての著作権及びその他の所有権表示も複製するものとします。加入者はまた、すべての加入者データの正確性、品質及び合法性について単独で責任を負うことを認め、(a) 本規約に定めるとおりに A10 が加入者データを使用し、かつ、A10 に提供するため、及び(b) 本規約に基づく活動においてすべての適用法令を遵守するために、各適用されるデータソースから必要又は要求されるすべての許可、認可、ライセンス又は承認を取得し、製品へのアクセスを許可されたすべてのユーザーが加入者データにアクセスし使用する権利を有することを保証し、かつ、加入者データに悪意のあるコード、違法又は有害なコンテンツが含まれていないことを保証します。
- 1.4.4 明確化のため、A10 は、本規約において顧客に明示的に付与されていない製品及びドキュメントに関するすべての権利を留保することを確認します。
- 1.5 **制限事項**：A10 は、製品に関するすべての権利を留保します。本規約で明示的に許可される場合を除き、顧客は、(a) 製品の全部又は一部について、複製、修正、翻訳又は二次的著作物を作成すること、(b) 製品の全部又は一部を第三者に販売、サブライセンス、譲渡、移転、貸与、リース、貸し出し、提供、配布又はその他の方法で移転すること、(c) 製品の全部又は一部のソースコード（関連する OSS ライセンスで許可されるオープンソースソフトウェアを除きます。）へのアクセスを試みるために、法律で明示的に許可される範囲を超えて、リバースエンジニアリング、逆アSEMBル又はその他の方法を行うこと、(d) 製品に配置又は組み込まれた著作権、商標又はその他の所有権表示を削除、変更、覆い隠す又は不明瞭にすること、(e) 製品のコンポーネントを分離すること、(f) 競合する製品若しくはサービスを構築する目的、又はその機能若しくはユーザーインターフェースを複製する目的で製品にアクセスすること、(g) 製品を使用して不正なコンピュータシステムをスキャンすること、製品によってスキャンされた脆弱性を利用して不正なコンピュータシステムに侵入すること、又は製品によってスキャンされた脆弱性情報へのアクセスを第三者に許可すること、(h) A10 の商業的不利益となるその他の目的で製品を使用すること、(i) 契約で定められた制限及び／又は使用期間を超えること、(j) 本規約第 1.4 条に基づき許可される場合を除き、ログイン認証情報の共有を可能にすること、(k) A10 又は第三者のセキュリティ対策を回避すること、(l) 顧客の使用期間を超える方法でソフトウェア又は SaaS を使用すること、(m) これらのいずれかを第三者に行わせること、行うことを可能とすること、又は行うことを許可すること、又は(n) これらのいずれかを試みることを行ってはならない。顧客が欧州連合（EU）の居住者である場合、コンピュータプログラムの法的保護に関する EU 指令の意義の範囲内で、顧客は、製品と他のプログラムとの相互運用性を実現するために必要な情報について、書面による請求により、A10 から入手できます。顧客がアプライアンスを第三者に販売、リース、貸与、貸し出し、譲渡又はその他の方法で配布する場合、顧客は当該アプライアンスからソフトウェアのすべてのコピーを消去することを保証します。さらに、顧客は、製品又はアプライアンスを(i) 適用法令に違反する、(ii) 他の顧客の A10 のネットワークへのアクセスを妨げる又はネットワークのセキュリティ若しくは容量を損なう、(iii) A10 のネットワークの輻輳に過度かつ不均衡に寄与する、(iv) A10 のネットワークサービスレベル又は正当なデータフローに悪影響を与える、(v) A10 のネットワーク性能を低下させる、(vi) A10 又は他の顧客のネットワークに損害を与える、(vii) A10 のネットワーク若しくはシステム又は他の事業体のネットワーク若しくはシステムのセキュリティ対策を突破、妨害若しくは侵入する又はこれを試みる、又は(viii) 権限なく他者のアカウントにアクセスする、又はアクセスを試みるような方法で使用してはならず、このような使用は禁止されます。例えば、これには、スパイウェア、ワーム、トロイの木馬、ルートキット及び／又はクライムウェアなど、ネットワーク又はコンピュータシステムに侵入するよう設計された意図的又は非意図的な悪意のあるソフトウェア又は「マルウェア」の使用、ネットワークホスト又は個人ユーザーに対するサー

ビス拒否攻撃の試行、「スパム」又は未承諾の商業的若しくは大量電子メールの送信（又は未承諾の商業的電子メール若しくは大量電子メールを助長する効果を有する活動）が含まれますが、これらに限定されません。さらに、製品は、ネットワーク輻輳に過度に寄与する、又は他の顧客の A10 製品へのアクセスを妨げる効果を有する方法で使用してはなりません。これには、A10 ネットワークスのデータ再試行要件（随時変更される場合があります。）に準拠する場合を除き、「自動応答装置」、「キャンセルボット」又は類似の自動又は手動ルーチンであって、過剰なトラフィックを生成するもの、又はユーザーグループ若しくは他者による電子メール利用を妨害するもの、及び接続が本来アイドル状態となるべき場合に継続的にインターネット接続を維持するソフトウェア又はその他の装置、又は「キープアライブ」機能の使用が含まれますが、これらに限定されません。

- 1.6 **所有権**：製品はライセンスされるものであり、販売されるものではありません。サポートを取得する権利も同様に提供されるものであり、販売されるものではありません。顧客と A10 の関係において、製品及びそのすべての知的財産権に関するすべての権利、所有権及び利益は、専ら A10 又はそのライセンサーに帰属します。製品は、米国の特許、著作権及び営業秘密に関する法並びに国際条約によって保護されています。顧客は、製品に表示されている著作権、商標及びその他の所有権に関する通知又は表示を削除又はいかなる方法でも変更してはなりません。顧客は、A10 が統計データに関するすべての権利、所有権及び利益を有することを認めます。本規約に含まれるいかなる内容も、製品及び／又はその知的財産権に関する権利、所有権又は利益を顧客に移転するものと解釈されず、本規約に明示的に定められた顧客に付与される限定的権利を除き、かかるすべての権利は A10 に留保されます。
- 1.7 **営業秘密及び PII**：顧客は、製品の一部（ソースコード及び個々のモジュール又はプログラムの特定の設計及び構造が含まれますが、これらに限定されません。）が、A10 及びそのライセンサーの営業秘密を構成又は含むことを認め、これに同意します。顧客は、製品に関連する A10 の営業秘密（性能指標が含まれますが、これらに限定されません。）を第三者に公開又は開示しないことに同意します。さらに、顧客は、可能な限り A10 に個人を特定できる情報（以下、「**PII**」といいます。）を提供しないことに同意します。A10 が顧客から PII を受領した場合、顧客は、製品の利用を容易にするため、本規約に基づくサポート又はその他のサービスを提供するため、サービス上又は技術上の問題を防止又は対処するため、改善のテスト及び検証するため、並びに顧客の指示又は要求に従うために、A10 が当該 PII を処理することを承認、指示及び許可します。A10 は、PII を使用する際、[A10 ネットワークスのデータ処理付属書](#)（以下、「**DPA**」といいます。）に準拠します。顧客は、これらの目的に対して、A10 の DPA が十分であることを認めます。本規約の本文と DPA との間に矛盾がある場合、かつその範囲において、PII に関しては DPA が優先します。

## 2 支払及び料金

- 2.1 **正規販売代理店を通じた購入**：顧客が正規の A10 の販売代理店から製品をライセンスする場合、本第 2 条は適用されず、支払及び料金は顧客と当該正規販売代理店との間で合意されたとおりとします。
- 2.2 **料金**：料金は、顧客が選択した料金プラン（以下、「**料金プラン**」といいます。）に基づき、適用される注文書に記載されたとおりとします。製品が使用されなかった場合又は制限に達しなかった場合でも、料金の按分はありません。
- 2.3 **料金及び税金**：顧客は、請求書に記載されたすべての料金を支払うものとし、すべての注文及び料金は、取消不可、クレジット不可及び返金不可であり、本規約に明示的に定める場合を除き、ライセンスが終了した場合でも料金の按分はありません。当該使用期間中に制限及び料金を減ずることはできません。使用量及び割当分は、将来の期間又は他の請求サイクルに繰り越すことはできません。すべての料金は、課税当局によって課される税金、賦課金又は関税を含まないものとし、顧客は、請求書に記載されていない場合でも、すべての税金、賦課金又は関税の支払について責任を負います。

(A10の所得に基づく米国税を除きます。)。本規約に基づき支払われる金額には、売上税又は使用税、物品サービス税、関税又は州及び地方税、賦課金及び手数料を含む類似の税金、賦課金及び料金(該当する場合)が含まれていません。これら税金、関税又は手数料がA10に支払われる料金に適用される場合、顧客からA10への支払額は、かかる税金又は関税が適用されなかった場合と同額をA10が受領できるように総額調整されます。顧客は、すべての料金を米ドル又は当事者間で書面により合意されたその他の通貨で支払うものとします。

- 2.4 **請求及び支払**：永続ライセンス及びサポートの料金は前払いで請求されます。顧客は、サブスクリプション製品について、後払いで毎月の請求書を受領します。顧客の請求書には、月額定期料金、インストール日又はアンインストール日を基準とした按分料金又はクレジット、超過料金、管理費及び延滞料金並びに非定期料金が含まれます。該当する場合には、適用される税金及び追加料金が加算される場合があります。請求されたすべての金額を、請求書の日付から30日以内に支払うものとします。書面による誠実な紛争の対象となっていない未払い請求書については、未払い残高に対して月額1.5%又は法律で認められる最大利率のいずれか低い方の金融手数料、及び回収に要する合理的な費用が課されます。
- 2.5 **料金**：A10は、製品に関する一切の、料金、費用又は請求額も、将来に向けていつでも変更することができます。重要な変更について、A10は、顧客の月次請求書に記載するか又は別途通知を行います。
- 2.6 **請求額**：顧客は、本規約に基づき提供される製品に関する、又はこれに起因するすべての請求額の支払いについて責任を負います。これには、月額定期サービス、使用料、各オプションサービスに適用されるアクティベーション料金、超過料金、管理費及び延滞料金が含まれますが、これらに限定されません。顧客は、請求書に記載された請求額に異議を唱える場合、A10に対し、請求書の日付から30日以内に書面で通知しなければならず、通知しない場合、顧客は請求書に対する異議及び異議に関する法的手続を行う一切の権利を放棄したものとみなされます。
- 2.7 **前払金及び／又は保証金**：A10は、製品に関して顧客に保証金又は前払金の支払を要求することができます。A10は、これを顧客のアカウントにおける未払い残高と相殺することができます。法律で要求される場合を除き、これらの前払金又は保証金に利息は発生しません。A10が判断する顧客の信用状況に基づき、A10は信用限度額を設定し、かつ製品、サポート又は機能を制限することができます。顧客の口座残高がA10が設定した限度額を超えた場合、A10は、顧客の未払い残高が信用限度額を下回るまで、製品の提供を直ちに中断又は停止することができます。顧客が限度額を超えて発生させた料金は、直ちに支払期限が到来したものとみなします。顧客がA10に複数のアカウントを有する場合、顧客はすべてのアカウントを良好な状態であるように維持しなければなりません。いずれかのアカウントが支払いを延滞している場合、又は信用限度額を超えている場合若しくは顧客のアカウントが合算して限度額を超えている場合、顧客名義のすべてのアカウントは中断又は終了の対象となり、その他の利用可能な回収手段が適用されます。
- 2.8 **請求モデルに関するサービス制限**：顧客は、顧客のデータ使用料が、請求対象期間中に適用される制限又は注文書に記載された制限を超えた場合、A10がいつでも顧客のデータスループット速度を低下させることができることを認めます。製品の利用は、以下の通り注文書に基づいて取得される範囲となります。
  - 制限(固定帯域幅制限、インスタンス数、データ許容量又はその他の使用制限が含まれる場合があります。)を指定し、超過分の補償がない場合：顧客が設定された制限を超えた時点で、追加データは適用される料金プランに従って破棄されます。

- 制限を指定し、超過分の補償がある場合：顧客が制限を超えた時点で、適用される料金プランに従って自動的に超過料金が課されます。さらに、顧客が指定された超過データ許容量を超えた場合、追加データは適用される料金プランに従って破棄されます。

2.9 すべてのデータ許容量（超過分を含みます。）は、当該許容量が提供される請求期間内に使用しなければなりません。未使用のデータ許容量は、他の請求期間に繰り越されません。

### 3 限定保証、一般的な保証対象外及び禁止事項

#### 3.1 限定保証

3.1.1 **悪意のあるコードの不存在**：A10 は、A10 の知る限り、製品に悪意のあるコードが含まれていないことを保証します。この保証に違反した場合、A10 は、追加料金なしで、不適合な製品を修正します。本規約において「**悪意のあるコード**」とは、(i) ウイルス、マルウェア、トロイの木馬、タイムボム、ワームその他類似のもの、又は(ii) 製品の正当な利用又は製品にアクセスするコンピュータ及び通信設備又は機器を妨害、損傷又は干渉するよう設計されたコンピュータ命令、回路又はその他の技術的手段を含む、コード、プログラム、手続又はルーチンを意味します。

3.1.2 **有料ソフトウェア**：A10 が、顧客に対して、有料でライセンスする A10 ソフトウェアについて、A10 は、納品日から 90 日間、当該ソフトウェアがドキュメントに従ってすべての重要な点において動作することを顧客に保証します。

3.1.3 **無償製品及び第三者製品**：無償で提供される製品は「現状有姿」で提供され、保証の対象外となります。また、第三者が提供する機器、ソフトウェア及び周辺製品は、A10 の保証又は本ソフトウェア使用許諾契約書の対象外です。A10 ネットワークスは、これら無償製品及び第三者製品に関して一切の責任を負いません。第三者が提供する保証は製品ごとに異なる場合があります。顧客は、当該製品のドキュメント及び条項を確認し、特定の保証及び契約に関する情報を把握する責任を負います。顧客は、第三者製品の利用について定めるすべての適用条項に従う責任を単独で負い、これには第三者提供者が要求するエンドユーザーライセンス契約又はサービス条項が含まれます。

3.2 **保証対象外**：前項に該当する場合を除き、製品は「現状有姿」で提供されます。いかなる場合であっても、A10 は、顧客が製品を問題なく運用できることを保証しません。また、A10 は、(i) 製品が、顧客の要望を満たすこと、(ii) 製品が、顧客が実行のために選択した組み合わせで動作すること、(iii) 製品の動作がエラーなく又は中断なく行われること、(iv) ハードウェア又は第三者製品に関する一切の事項、又は(v) 製品に含まれるエラーが修正されることについて、保証しません。さらに、ネットワークへの侵入及び攻撃のための新しい技術が継続的に開発されることから、A10 は、製品又は製品が使用される機器、システム若しくはネットワークが侵入又は攻撃に対して脆弱性がないことを保証しません。一部の製品は、生産性又は顧客のネットワークの性能及びセキュリティを損なう可能性のあるアプリケーション、データ、メッセージ及びファイルを識別し、ブロック及び／又は削除するように設計されています。A10 は、検出対象のアプリケーション及びファイルを適切に識別するための合理的な努力を行いますが、悪意のある電子コンテンツ及び不要な電子コンテンツの潜在的な性質及び量を考慮すると、A10 は、製品が、悪意のある又は顧客が使用しない若しくは望まないすべてのアプリケーション、データ及びファイルを適切に検出又は除去することを保証できません。顧客は、製品が、不要なものと同様に、必要とされるファイル、電子メール又は URL その他のウェブコンテンツをスクリーニング及びブロックする場合があります、拒否されたファイル又はデータが回復不能となる場合があることを認識し、かつ了承します。さらに、顧客は、特定の製品又はコンポーネントが OSS である場合及び／又はオープンソースライセンスの対象となる場合があります、関連する OSS ライセンスに定める場合を除き、当該コンポーネントに関して保証が提供されないことを認めます。

- 3.3 **制限事項**：保証は、(a) A10 又はその認定代理人による場合を除き、製品又は製品の利用が認められているその他の機器が、改変されている場合、(b) A10 が提供する指示に従って製品を利用、インストール、運用又は保守していない場合、(c) 製品が無償でライセンス若しくは提供される場合、又は試用、ベータ、評価、テスト若しくはデモの目的で提供される場合、又は(d) ソフトウェアに関して、顧客が当該ソフトウェアの納品から 90 日以内に保証の対象となる不備を A10 に通知しなかった場合には適用されません。また、保証は、(i) 一時的なソフトウェアモジュール、(ii) SDK ベースソフトウェア又は(iii) 第三者又は OSS によって提供されるソフトウェア若しくはサービスには適用されません。
- 3.4 **免責事項**：本条に定める限定保証は、適用法で許容される範囲において、その他すべての保証、表明及び条件に代わるものであり、A10、そのサプライヤー及びライセンサーは、明示又は黙示を問わず、すべての保証、表明及び条件を明示的に否認します。これには、商品性、特定目的への適合性、非侵害、満足な品質、非干渉、情報内容の正確性に関する、又は取引過程、法律、慣習若しくは商慣習から生じる黙示の保証及び条件が含まれますが、これらに限定されません。これらの保証が除外できない範囲においては、当該黙示の条件、表明及び／又は保証は、上記「限定保証」の条項に記載された明示的な保証期間に制限されます。A10 又はその他から、口頭又は書面で取得した助言又は情報は、本規約に明示的に記載されていない保証又は条件を新たに規定するものではありません。さらに、A10 は、顧客が、顧客又はユーザーの利用に必要な帯域幅を十分に購入しなかったことに関して、一切の責任を負いません。本免責及び除外は、上記の明示的な保証がその本質的な目的を果たさない場合でも適用されます。

#### 4 サポート、データ及びデータベース並びに統計データ

- 4.1 有料の使用期間中、A10、(a) 計画されたダウンタイム（A10 は事前に電子通知を行うよう商業的に合理的な努力を行います。）が行われる場合、及び(b) A10 の合理的な管理を超える状況によって利用が不可能になる場合（例：天災、政府の行為、洪水、火災、地震、内乱、テロ行為、ストライキ又はその他の労働問題（A10 の従業員に関するものを除きます。）、データセンター又はインターネットサービスの障害又は遅延、サービス拒否攻撃又は類似の攻撃を含む。）を除き、SaaS を 24 時間 365 日利用可能にするために商業的に合理的な努力を行います。ソフトウェアに関しては、A10 は、本規約に定める保証又は顧客が購入した関連するサポート契約に従ってサポートを提供します。製品に関する問題の原因を特定するために、A10 は、顧客に対し、(i) A10 が製品及び／又は顧客のシステムにリモートアクセスすることを許可すること、又は(ii) 顧客の情報又はデータを A10 に送信することを求める場合があります。ただし、A10 は、SaaS の使用期間外又は A10 と顧客がソフトウェアに関するサポート契約を締結し、A10 が本規約に定める義務を超えて顧客サポートを提供することに同意しない限り、これら支援を提供する義務を負いません。いずれの場合も、顧客は、A10 がエラー及び問題に関する情報を使用して製品及びサービスを改善し、かつ関連するサポート提供を支援することを指示し、かかる使用に同意します。これらの目的のために、A10 の関連会社及び下請業者は、適用される個人情報保護法で許容される範囲で、顧客が所在する国以外の 1 つ又は複数の国において、加入者データ（顧客が提供する PII を含みます。）を使用する場合があります。顧客は、A10 に対し、かかる使用を許可します。
- 4.2 A10 は、製品又はその提供方法を、機能を実質的に低下させない方法で（無償製品については、いつでも変更、低下又は取消することができます。）、予告なく随時変更する権利を留保します。顧客が製品の変更に異議を唱える場合、唯一の救済手段は製品の利用を中止することです。かかる変更後に製品を継続して利用している場合は、ユーザーが当該変更を認識し、かつ変更後の製品に満足しているものとみなします。
- 4.3 顧客は、(i) 顧客が A10 に提供するすべてのデータ及びデータベース、製品又はシステムの内容、(ii) 製品及びサポートの提供に関連して A10 にデータを使用させ、及び提供するために必要又は要求され

る、各該当するデータソースからのすべての許可、認可、ライセンス又は承認の取得、(iii) 本規約の履行におけるすべての適用法令の遵守、(iv) データ (PII を含みます。) のアクセス、セキュリティ、暗号化、使用及び送信に関する、適切かつ有効な手続及び管理の実施並びに遵守、及び(v) すべてのデータベース及び保存データのバックアップ及び復旧について引き続き責任を負います。顧客は、A10 に対し、データ又はその他の形式で PII を送信又はアクセスを提供する場合、事前に A10 に対して通知しなければならず、A10 に提供された当該情報又は A10 による当該情報の喪失若しくは開示に関連して A10 が負担する合理的な費用及びその他の金額 (第三者による請求から生じるものを含みます。) について責任を負います。さらに、顧客は、加入者データにウイルス、マルウェア又は類似の害のあるものが含まれていないことを保証します。

- 4.4 顧客は、A10 に対し、製品の改善並びに本規約に基づき適用される使用制限及び条項の遵守を可能、支援、実証及び確保するために、製品の使用 (使用レベルを含みます。) に関する統計データを収集及び編集することを指示します。当該統計データには、トラフィック量、帯域幅の使用状況、A10 による製品の利用可能性に関するデータ及び請求、顧客サポート並びにその他のサービスの提供に関するデータ (以下、総称して「**使用情報**」といいます。) が含まれる場合がありますが、これらに限定されません。顧客は、これらの活動が、本規約に従って実施される限りにおいて、明示的に承認し、加入者データに関する必要な開示を行わなかったことに起因する第三者による請求に関して、A10 を免責することに同意します。A10 は、製品、関連するネットワーク及びサービスの運用をより最適化するために、合理的な方法で統計データ及び使用情報を監視及び収集し、製品及び新規又は改良された製品及びサービスを強化、改善及び提供するために製品の提供から得られるノウハウとともに、当該統計データ及び使用情報を使用することができます。A10 は、本規約期間中及び終了後も、(i) 統計データ及び使用情報を使用して製品を改善及び強化し、またこれらを製品及びその他の A10 の提供物を開発、診断及び是正する目的のために使用すること、かつ(ii) 統計データ及び使用情報を、A10 の事業目的のために必要な範囲でのみ使用することができます。顧客は、統計データ及び使用情報について、顧客又は個々のユーザーを特定できないように匿名化されて集計されることを条件として、A10 に対し、非独占的、完全支払済み、ロイヤリティフリー、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可能、取消不能かつ永続的なライセンスを付与します。本規約又は関連契約に反するいかなる定めにも関わらず、顧客はさらに、A10 が本条に従って統計データを収集するために合理的に必要な範囲で、A10 が顧客システムへ電子アクセスすることを承認し、協力します。ただし、前記は、A10 が統計データを第三者に対して生データ又は非集計形式で開示すること、個々の A10 の顧客を特定すること、又は顧客を当該統計データ、使用情報若しくは分析結果の出所として特定することを許可するものではありません。

## 5 補償及び責任の制限

### 5.1 A10 の補償義務

- 5.1.1 A10 は、顧客による製品の使用又は A10 によるサービスの提供が、第三者の米国的財産権を侵害又は不正使用していると主張する第三者からの請求、訴訟又は手続 (以下、総称して「**請求**」といいます。) が顧客に対してなされた場合、当該請求について、防御し、又は A10 の選択により和解することに同意します。A10 は、防御又は和解交渉を単独で管理し、以下に定める制限に従い、A10 が防御する当該請求において、製品による侵害の結果として顧客に対して下された確定判決を支払うことに同意します。ただし、(1) A10 が当該請求について速やかに書面による通知を受け、及び(2) 顧客が当該防御において合理的に A10 に協力する場合に限りです。前記にかかわらず、A10 は、A10 が無償で提供若しくは利用可能にした製品に関する請求の場合又は請求が(i) 本規約に従わない製品の使用又はアクセスに基づく場合、(ii) 本規約で想定されていない他の製品、機器、ソフトウェア又はデータとの組み合わせにおける製品の使用で、当該組み合わせ又は使用がなければ侵害が発生しなかった場合、(iii) A10 以外のハードウェア、ソフトウェア又はサービス (オープンソー

ソフトウェアが含まれますが、これらに限定されません。)による場合又は(iv) A10以外の者による製品の改変又は調整で、当該改変又は調整がなければ侵害が発生しなかった場合、本条又はその他の条項に基づく請求についての義務を負いません。顧客が製品の使用を差し止められた場合又はA10が差し止められると合理的に判断した場合、A10は、その単独の選択により、顧客のために製品の継続使用権を取得するか、又は製品を交換又は修正して侵害しないようにすることができます。これらのいずれの方法もA10にとって合理的に選択できない場合、いずれの当事者も本規約を終了することができ、A10の唯一の責任は、本条に定める補償義務に加えて、(y) 該当製品又は永続ライセンスに対して支払われた料金を3年間の定額法で分割した額、及び/又は(z) 解約の効力発生日以降に提供される予定であったサブスクリプションライセンスの支払済料金を返金することに限られます。

- 5.1.2 唯一の救済手段：本条は、製品に関する第三者の知的財産権侵害の主張に関して、A10が負う一切の責任、及び顧客にとっての唯一かつ排他的な救済手段を定めるものです。
- 5.2 顧客の補償義務：顧客は、顧客又はそのユーザーによる製品の使用若しくは顧客が提供したデータの使用が本規約又は適用法令に従わない場合に、第三者の財産（知的財産を含みます。）、プライバシーその他の権利を侵害若しくは不正使用したと主張する者からの請求、又はSDKベースソフトウェアに起因する請求に関連して、A10及びその関連会社並びにそれらの役員、取締役、従業員、後継者、譲受人及び代理人（以下、「**A10当事者**」といいます。）が被る損害、責任、評価、損失、費用及びその他の経費（合理的な弁護士費用及び訴訟費用を含みます。）が発生した場合、防御、免責及び補償することに同意します。顧客は、これらの請求について、単独の裁量で防御することができますが、A10当事者の事前の書面による同意なしに、かかる請求を和解することはできません。ただし、かかる同意は不合理に拒否されないものとします。A10は、補償を求める請求ごとに顧客に対して、合理的な通知を行います。ただし、通知を怠った場合でも、それにより顧客が実質的に不利益を被る範囲を除いて、顧客の本規約上の義務は免除されません。また、A10は、顧客の書面による要請に基づき、各請求の防御において合理的な協力を提供します。
- 5.3 **A10**及びそのライセンサーが顧客に対して負うすべての請求の原因及びすべての責任原則に基づく責任は、当該請求の原因となった製品に対して顧客が**A10**に対して支払った金額を上限とし、**A10**が当該製品を顧客に無償で提供している場合、**A10**の全ての責任は500米ドルを上限とします。いかなる場合であっても、**A10**は、本規約又は製品の実行若しくは履行に起因又は関連して、特別、付随的、模範的、懲罰的若しくは結果的損害（データ、事業、利益又は実行能力の喪失を含みます。）又は代替製品の調達費用について責任を負いません。かかる責任が、契約、保証、不法行為（過失を含みます。）、無過失責任及びその他の事由に基づく請求から生じた場合又は**A10**が当該損失又は損失の可能性について通知を受けていた場合であっても同様です。前記の制限は、本規約に定める限定的救済手段がその本質的目的を果たさないと判断された場合でも存続し、かつ適用されます。本規約のいかなる定めも、適用法に基づき制限又は除外できない責任を制限又は除外するものではありません。この責任制限は択一的なものではなく、かつ事象ごとではありません。

## 6 機密保持

- 6.1 注意義務：受領当事者は、開示当事者の機密情報を保護するために、自己の同種の機密情報を保護する場合と同程度の注意義務（ただし合理的な注意を下回らないものとします。）を負うものとします。受領当事者は、(1) 開示当事者の機密情報を本規約の範囲外の目的で使用せず、(2) 開示当事者が書面で別途承諾した場合を除き、開示当事者の機密情報の利用できる者を、本規約に適合する目的のために利用を必要とし、かつ本規約に定めるものと実質的に同等の機密保持義務を受領当事者に対して負っている、受領当事者及びその関連会社の従業員及び契約者に限定します。いずれの当事者も、相手方の事前の書面による同意なしに、本規約又は注文書の条項を、当該当事者の関連会社、法律顧問及び会計士以外の第三者に開示してはなりません。ただし、当該開示を関連会社、法律顧問又は会

計士を行う当事者は、当該関連会社、法律顧問又は会計士が本条（以下、「機密保持」をいいます。）を遵守することについて責任を負います。前記にかかわらず、A10は、本規約に基づく顧客に対する義務を履行するために必要な範囲で、本規約及び該当する注文書の条項を、A10と協働する下請業者、サブプロセッサ又はその他の事業体に開示することができ、当該開示は、本規約に定めるものと実質的に同等の保護を提供する機密保持条項に従うものとし、

- 6.2 強制開示：受領当事者は、法律により開示を強制される範囲において、開示当事者の機密情報を開示することができるものとし、ただし、受領当事者は、法的に許される範囲で、開示当事者に対し、事前に当該強制開示について通知を行い、かつ開示当事者が当該開示に異議を唱えることを希望する場合には、開示当事者の費用負担で、合理的な支援を提供します。なお、受領当事者が、開示当事者が当事者となっている民事訴訟において、開示当事者の機密情報を法律により開示することを強制され、かつ開示当事者が当該開示に異議を唱えない場合、開示当事者は、受領当事者が当該機密情報の開示及び安全な利用の提供に要した合理的な費用を償還するものとし、
- 6.3 差止による救済：本規約の他の定めにかかわらず、いずれかの当事者による第12条の違反は、相手方に対し、金銭的な損害の回復では不十分な回復しか得られない回復不能な損害をもたらす可能性があること、及び相手方は、かかる損害から本規約に基づく自己の権利を保護するために、法令上認められる一切の救済手段に加えて、担保の提供を要することなく、適時の差止を求める権利を有することを、当事者は理解し、これに同意します。

## 7 契約期間及び終了

- 7.1 契約期間：本規約に基づき付与されるライセンスは、本規約の条項に従い早期に終了しない限り、該当する使用期間又はトライアル期間（以下、「契約期間」といいます。）中有効に存続するものとし、顧客は、顧客の占有又は管理下にある製品に関する一切の複製物を破棄することにより、いつでもライセンスを終了することができます。ただし、かかる終了は、注文書に基づきA10に支払うべき金額を減免するものではありません。本規約に基づき付与されたライセンスは、A10からの通知の有無にかかわらず、関連する契約期間が満了した場合、顧客が本規約のいずれかの条項に違反した場合又は本規約に基づき付与されたライセンスの範囲を超えた場合に、自動的に終了します。関連する使用期間の終了の少なくとも60日前までに、A10に対し、書面による終了の通知がなされない限り、使用期間は自動的に1年間更新されます。終了時、顧客は、A10の選択に従い、顧客の占有又は管理下にあるソフトウェア及びドキュメントのすべての複製物を、速やかに破棄するか、又はA10に返却しなければなりません。
- 7.1.1 違反による終了：いずれかの当事者が、本規約又は注文書の条項の重要な部分に違反し、当該違反を詳細に特定した書面による通知から30日以内に是正されない場合、相手方は、自己の単独の裁量により、当該事由をもって、該当する注文書又は本規約を終了する権利を有します。(i)顧客が通知を受けた後10営業日以内に支払義務を履行しない場合、又は(ii)顧客が本規約第1条、第2条、第3条、第6条又は第8条に違反した場合、A10は、本規約及び／又は顧客のパスワード、アカウント及び製品へのアクセスを直ちに終了することができます。A10が顧客の重大な違反により、かかる注文書を終了する場合、当該注文書に記載されたすべての料金は直ちに支払期限となります。
- 7.1.2 支払不能による終了：いずれの当事者も、相手方が、(i)通常の事業活動を停止した場合、(ii)支払不能又は破産状態となった場合若しくはその旨が宣言された場合、(iii)清算若しくは支払不能に関連する手続（任意整理又は法的整理を含みます。）を受け、90日以内に却下されない場合、又は(iv)債権者の利益のために譲渡を行った場合、自己の単独の選択により、本規約を直ちに終了することができます。

## 7.2 終了の効果

- 7.2.1 **製品**：注文書又は本規約が終了した場合、当該注文書又は本規約に基づき顧客に提供された製品及びドキュメントへのアクセス及び使用に関するライセンス又は権利は終了します。
- 7.2.2 **顧客データ**：顧客は、A10 が加入者データを保持する義務を負わないこと、及び A10 が、自己の単独の裁量により、顧客への通知なしに、本規約終了後に加入者データを完全に削除及び破棄することができることを認め、同意します。
- 7.2.3 **契約期間の満了**：サポートへのアクセス権及び製品のライセンスは、いかなる理由であっても、本規約、関連する使用期間又は該当する注文書が終了した場合は、自動的に終了します。終了時、顧客は、A10 の選択に従い、顧客の占有又は管理下にあるソフトウェア及びドキュメントに関する一切の複製物並びに SaaS へのアクセス及び／又は使用を可能にするすべてのアクセス指示、コード、パスワードその他の情報を、速やかに破棄するか、又は A10 に返却しなければなりません。
- 7.3 **一時停止**：A10 は、(i)顧客又は当該ユーザーが本規約の条項に違反した場合、又は A10 が自己の単独の判断で違反しているとみなした場合、(ii)顧客又は当該ユーザーが、サポートを A10 が合理的に使用又はアクセスを一時的に停止し、又は永久に終了すべきと考える方法で使用した場合、又は(iii) A10 が、サポートを購入した顧客又は該当する場合には A10 の正規販売代理店から、サポートの代金の支払いを適時に受領できない場合に、顧客又はユーザーによるサポートの使用又はアクセスを一時的に停止し、又は永久に終了する権利を留保します。サポートが、本条に基づき一時停止された場合であっても、顧客は月額サポート料金の支払いについて引き続き責任を負います。
- 7.4 **存続条項**：本規約の満了又は終了後も、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条及び第 15 条は引き続きその効力を有するものとします。

8 **コンプライアンスの遵守**：顧客は、本規約に基づく活動に関連して、すべての適用法令、規則及び規制における重要な点において遵守することに同意します。顧客は、A10 の従業員又は代理人から、本規約に関連して、違法又は不適切な賄賂、リベート、支払、贈答品その他の価値あるものを受領及び提供されていないことを表明し、かつ同意します。

9 **輸出管理法及び関連法令**：本規約に基づき A10 が提供する製品及び技術（以下、本条において、総称して、「ソフトウェア及び技術」といいます。）は、米国の法律及び規制並びにその他の適用される国の法律及び規制に基づく輸出管理の対象となります。顧客は、本規約に基づき受領又はアクセスする可能性のあるソフトウェア及び技術並びにその他の A10 の製品（有形又は無形を問わず、商品、ソフトウェア、技術及び技術データが含まれますが、これらに限定されません。）の輸出、再輸出、移転、迂回、開示及び／又は輸入に関するすべての法律、規制及び要件について把握する責任を負います。顧客は、自己の費用負担により、本規約に基づくすべての活動及び義務を、これらの法律、規制及び要件に従って遂行することに同意します。さらに、顧客は、A10 のソフトウェア及び技術が、米国及び現地の法律及び規制に基づく許可がない限り、(i) 米国が制裁又は禁輸措置を課している国又は当該国の外国人又は居住者、(ii) 米国商務省の指定する輸出権限をはく奪された個人及び企業リスト (Denied Persons list) 又は大量破壊兵器拡散の懸念がある、又は米国の安全保障・外交政策上の利益に反する企業・団体のリスト (Entity Lists)、米国財務省の SDN リスト又は国務省の武器輸出管理法 (AECA) の違反者リスト (Debarred Parties List) に掲載され、又は随時改訂によって掲載される者、(iii) 核兵器、化学／生物兵器又はミサイル拡散活動に従事する者又は(iv) ロケットシステム又は無人航空機の設計、開発又は製造に使用する者によって使用、輸出又は再輸出されてはならないことを理解し、同意します。顧客は、自己が米国商務省の指定する輸出権限をはく奪された個人及び企業リスト (Denied Persons list) 又は大量破壊兵器拡散の懸念がある、又は米国の安全保障・外交政策上の利益に反する企業・団体のリスト (Entity Lists)、米国財務省の SDN リスト又は国務省の武器輸出管理法

(AECA) の違反者リスト (Debarred Parties List) に掲載され又は随時の改訂によって掲載される者でないことを保証し、表明します。A10 は、自己の単独の裁量により、前記に該当する事業体に対して、製品の使用又はアクセスを拒否する権利を留保し、拒否した場合であっても、顧客又はその他の第三者に対して、一切の責任又は義務を負いません。

- 10 **特定コンポーネント及び追加条項**：製品及びアプライアンスには、A10 がドキュメント、readme.txt ファイル、第三者のクリック承諾、又はその他（例：www.a10networks.com）において特定する一つ以上のコンポーネント（第三者のコンポーネントを含む場合があります。）（以下、「**特定コンポーネント**」といいます。）が含まれ、又はこれとともに提供される場合があります、これらは、本規約に定める条項とは異なるライセンス及び／又は契約条項、保証の否認、限定保証、その他の条項（以下、総称して「**追加条項**」といいます。）の対象となる場合があります。顧客は、当該特定コンポーネントに適用される追加条項に同意するものとします。
- 11 **オープンソースに関する声明**：ソフトウェアには、該当するソースコードファイル及び／又はファイルヘッダーに記載されたオープンソースソフトウェアのコメントにより特定されたオープンソースソフトウェアライセンス契約に従ってライセンスされるオープンソースソフトウェアが含まれています。追加の詳細は、（該当する場合には、）同梱のオンラインドキュメント又はデバイスのユーザーインターフェース内に記載される場合があります。オープンソースソフトウェアに関しては、本規約のいかなる定めも、適用されるオープンソースソフトウェアライセンス契約に基づく権利を制限するものではなく、かつ当該ライセンス契約の条項を超える権利を付与するものではありません。
- 12 **一般条項**：法の抵触に関する規定又は原則の適用に関係なく、(a) 本規約は、抵触規定を参照することなく、カリフォルニア州法に準拠し、これに従って解釈され、(b) 本規約又は顧客による製品の使用に起因又は関連する紛争、請求又は訴訟は、いかなる形態の集団訴訟にも付託されることなく、個別に、カリフォルニア州サンタクララ郡所在の州裁判所又は連邦裁判所において専属的に解決されます。国際物品売買契約に関する国際連合条約及び統一コンピュータ情報取引法 (UCITA) は適用されません。顧客は、A10 の事前の書面による同意なしに、法律の適用やその他を問わず、本規約又は本規約に基づき付与された権利を譲渡又は移転することはできず、かかる同意なしに顧客が譲渡又は移転しようとした場合は無効となります。A10 は、法律の適用やその他を問わず、顧客の同意なしに本規約を譲渡又は移転することができます。本規約に明示的に定める場合を除き、いずれの当事者による本規約上の救済手段の行使は、その他の救済手段に影響を及ぼすものではありません。いずれの当事者による本規約に基づく権利の不行使は、当該条項又はその他の条項の将来の権利を放棄するものではありません。本規約のいずれかの条項が権利行使不能又は無効とされた場合、当該条項は可能な限り最大限において権利行使され、その他の条項は完全に効力を保持します。本規約及びすべての注文書は、当事者間の特定事項に関する完全かつ排他的な理解及び合意を構成し、当該特定事項に関する当事者間のすべての提案、理解又は口頭若しくは書面による交渉に優先します。顧客の発注書又はその他の注文書に含まれる本規約の条項と矛盾する又は追加される条項は、A10 により拒否され、無効とみなされます。本規約と注文書の間に矛盾がある場合、本規約の条項が優先します。支払義務を除き、いずれの当事者も、合理的な管理を超える状況（例：自然災害、戦争又はテロ行為、暴動、労働状況、政府の行為及びインターネット障害）に起因する債務不履行について責任を負いません。本規約には第三者受益者は存在しません。A10 は、本規約に基づく義務の一部又は全部を履行するために第三者の請負業者を使用することができ、A10 が当該履行について責任を負います。本規約の原本は英語であり、顧客は他の言語で作成される権利を放棄します。本規約における複数形の使用は、適切な場合には単数形を含意し、その逆も同様とします。
- 13 **米国政府顧客**：製品及びドキュメントのソフトウェア要素は、適用される国防省調達規則 (DFAR) 第 227.7202 条及び連邦調達規則第 12.212(b)条に従い、それぞれ「商用コンピュータソフトウェア」及び「商用コンピュータソフトウェアドキュメント」とみなされます。連邦調達規則第 12.211 条、連邦調

達規則第 12.212 条及び国防省調達規則第 227.7102-1 条乃至 227.7102-4 条並びに 227.7202-1 条乃至 227.7202-4 条に従い、また、本規約が組み込まれるいかなる契約においても、これと矛盾するその他の FAR 又は契約条項にかかわらず、顧客が、米国政府顧客に対し供給する場合又は本規約が直接及ぶ場合、米国政府顧客は、本規約に定める権利のみをもって製品及びドキュメントのソフトウェア要素を取得します。製品のソフトウェア要素又はドキュメントの使用は、米国政府による、当該項目が「技術データ」、「商用コンピュータソフトウェア」又は「商用コンピュータソフトウェアドキュメント」であることの同意を意味し、本規約に定める権利及び制限の受諾を意味します。

- 14 **通知**：本規約に基づき要求又は許可されるすべての通知又は承諾は、書面で行い、注文書に指定された電子メールアドレス宛に電子メールで送付するか、翌日配達サービス又は書留郵便で送付し、いずれの場合も受領時に通知が行われたものとみなされます。すべての通知又は承諾は、適用される注文書又は請求書に記載された住所又は本条に従っていずれかの当事者が相手方に指定するその他の住所に送付されます。すべての法的通知の写しは、[legal@a10networks.com](mailto:legal@a10networks.com) 宛に A10 へ送付されるものとします。
- 15 A10 ロゴ、A10 Harmony、A10 Lightning、A10 Networks、A10 Thunder、aCloud、ACOS、AIR、Application Intelligence Report、Affinity、aFleX、aFlow、aGalaxy、aGAPI、aVCS、AX、aXAPI、IDSentrie、IP-to-ID、Secure Application Services、SSL Insight、SSLi、Thunder、Thunder TPS、UASG 及び vThunder は、米国及びその他の国において A10 Networks, Inc. の商標又は登録商標です。その他のすべての商標は、それぞれの所有者に帰属します。

特許の保護：A10 ネットワークスの製品（A10 Thunder シリーズ製品を含みます。）は、米国において以下の特許の一つ又は複数により保護されています：8977749、8943577、8918857、8914871、8904512、8897154、8868765、8849938、8826372、8813180、8782751、8782221、8595819、8595791、8595383、8584199、8464333、8423676、8387128、8332925、8312507、8291487、8266235、8151322、8079077、7979585、7804956、7716378、7665138、7647635、7627672、7596695、7577833、7552126、7392241、7236491、7139267、6748084、6658114、6535516、6363075、6324286、5931914、5875185、RE44701、8392563、8103770、7831712、7606912、7346695、7287084、6970933、6473802、6374300。本リストは網羅的なものではありません。